



令和2年5月26日

大田区議会議長

塩野目 正 樹 様

防災安全対策特別委員長

伊佐治 剛

防災安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

1 調査事件

- (1) 防災対策について
- (2) 危機管理対策について
- (3) 地域防犯対策について

2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。

これまでの調査・研究結果について報告する。

(1) 防災対策について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」の連携による地域力と公助力を結集した災害対応体制の構築が求められている。区は地域の防災力を強化していくために常に実行性のある計画とするため「大田区地域防災計画」の改訂を重ねるなど、ハードとソフトの両面にわた

り、地域と一体となって総合防災力の強化を進めている。

① 令和元年台風被害について

令和元年9月の台風15号、10月の台風19号は、日本各地で広範囲に甚大な被害をもたらした。特に台風19号は、田園調布四・五丁目、田園調布南等において11月15日時点で浸水被害630件、風害等による建物被害は99件確認されるなど、区内に甚大な被害をもたらした。

区からは、10月10日の水防連絡態勢設置後、11日に災害対策本部を設置し水害時緊急避難場所、自主避難スペースの開設を決定したことなどの経過の報告を受け、被害状況や対応状況の確認のほか、今後の台風に備えるための対策等について、急遽、委員会を追加開催するなど活発な議論を重ねた。

委員からは、地震と水害では避難場所が異なることを知らない区民が多くいたことや水害時緊急避難場所に避難したところ受け入れを断られた事例のほか、区のホームページが繋がりにくく区民が必要な情報を得られない状況となったことなど、改善が求められる事態となったことに対して様々な意見・要望が述べられた。

区は、今回の台風被害を踏まえ、区ホームページのアクセス集中対策を令和元年内に終えたほか、これまでの風水害対策の見直し強化と地域防災計画の修正について方針をまとめ防災会議を開催する。避難対策、情報伝達、要配慮者対策、治水対策の観点から風水害対策強化の方針を定め、避難場所不足の解消に向け風水害時の指定避難場所の使用条件を整理し、従前の最大62か所から89か所へ増設し収容予定人数を11万1,000人余に拡大するほか、ハザードマップを改定し本年8月の全戸配布に取り組むとしている。また、地域防災計画についても、今回の風水害対策の見直し強化を反映するほか、9月に予定されている東京都の地域防災計画の修正と整合性を図り修正していくとのことであった。

委員からは、風水害のハザードマップを改定し全戸配布する取り組みを評価する意見があった一方、一斉配布することにこだわらず印刷できたものから順次配布するなど台風シーズン前の区民周知を求める意見のほか、台風19号の検証を基に変更した新たな対策をよりわかりやすく周知し区民の安心に繋げてほしいとの要望があった。

また、本区では、水害の危機が迫った場合に慌てず安全かつ早期に避難できるよう各人にあわせた防災行動をあらかじめ時系列にまとめておくマイ・タイムライン（個人の避難行動）の普及啓発に努めている。

委員からは、高齢者や障がい者等、避難の際、支援を要する方へのマイ・タイムラインの普及啓発も積極的に進めるよう要望がなされた。

今後、これまで以上に激甚な被害をもたらす台風等が本区を襲うことも想定される。震災や風水害等の大規模な自然災害の際には、行政の力だけで住民の生命や財産を守ることには限界があり、自助、共助の取り組みの推進が重要である。本委員会としては、自助の防災意識を高めるための、マイ・タイムラインの普及をはじめとした区民の安全・安心を守れる施策等、調査・研究を深めるとともに、地震対策にあわせ強化した風水害対策の推進を図っていくことを区に求めていく。

② 災害時医療救護活動について

区では、大規模な地震が発生した場合に備え、平成25年度から区と医師会、病院等医療関係者を構成員とする大田区災害医療連携会議を設置し、平時から災害時の医療体制について検討する一方、発災直後から72時間までの間に実施する災害時医療救護活動について、災害拠点病院を中心に周辺病院との連携訓練を基本とした緊急医療救護所等の開設・運営訓練を重ねてきた。

また、大田文化の森に次いで2か所目となる妊産婦避難所設置に向け、令和2年1月27日、学校法人東邦大学と「災害時における学校施設の使用等に関する協定」を締結し、災害時に協議の上、学校敷地内に妊産婦避難所を開設するほか、新生児用おむつなどの産後すぐに使う物品を備蓄するための保管場所の提供についても協力を求めるとした。

そのほか区からは、令和2年3月、区や医療関係機関が大田区地域防災計画や東京都福祉保健局策定の災害時医療救護活動ガイドライン等に基づく医療救護活動を円滑に実施できるようにするとともに、区民に区の災害時医療体制を周知することを目的に大田区災害時医療救護活動ガイドラインを作成したとの報告があった。

委員からは、他の地域へも妊産婦避難所の設置を求める意見やガイドラインには地震を想定とあるが、昨今の風水害や感染症対策なども視野に入れ作成すべきでないかとの意見のほか、東京都の二次保健医療圏では、本区と品川区が区南部として構成されているため品川区との連携を図りより実効性のあるガイドラインとしてほしいとの要望など様々な意見・要望が挙げられた。

本委員会では、大規模災害から区民の生命と健康を守るため、区に対し、平時から様々なことを想定し備えることを求めるとともに、実効性のある取り組みについて、引き続き

調査・研究を行っていく。

③ 火災予防について

令和元年の区内火災発生状況は、前年と比較し、火災件数、焼損床面積、死者数すべてにおいて減少しているものの、4名の方が亡くなられ、そのうち区内の倉庫で発生した火事では従業員3名が亡くなるといった災害が発生している。一方、東京消防庁全体としては火災件数、死者数ともに増加しており、特に住宅火災における死者が急増したことに対する緊急対策が進められているとの報告が区からなされた。

委員からは、臨海部は多くの産業が集積しており倉庫業も増えているため、消防署を通じて事業者に対し、火災予防対策をしっかりと行うよう区としても申し入れることが必要ではないかとの意見があった。

また区からは、燃え広がらないまちづくりの一環として、羽田地区と補助29号線の沿道地区を対象に都市防災不燃化促進事業を令和元年10月1日から開始し、沿道の建物の建て替えを促進し、火災の延焼を食い止めるための避難路の整備を推進していくとの報告がなされた。

そのほか区は、大震災発生時に想定される通電火災を防ぎ、区民の生命、財産を守ることを目的とし、感震ブレーカーの普及啓発を行う中、令和元年12月1日、65歳以上の高齢者や障がい者などで住民税非課税等の世帯に対し、無料で感震ブレーカーを支給・取付する事業を開始した。本事業にあわせ避難行動要支援者名簿の同意書も配布することで災害時の福祉支援体制づくりを推進していくとの報告があった。

委員からは、通電火災の危険性ととともに、感震ブレーカーの有効性を全世界帯に対し周知し、普及啓発する必要があるのではないかとの意見や設置率を把握し地域を面で捉えた計画的な普及を求めるといった要望があった。

火災は、直接区民の生命や財産を奪うだけではなく、隣人をはじめとした地域にも不安を与えるものであり、予防は極めて重要なものである。本委員会では、予防策の啓発や環境整備を引き続き区に求めるとともに、委員自らも地域での啓発に取り組んでいく。

(2) 危機管理対策について

① 国民保護に関する取り組みについて

近年世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生しており、東京2020オリンピック・

パラリンピック競技大会の開催を控え、大田区においても大規模なテロ災害を想定した国民保護対策が重要な課題となっている。

このような状況の中、区は、東京都と合同による国民保護訓練を実施し、緊急処理事態のうち訓練の想定でもある競技会場のような大規模集客施設への武力攻撃における対応方法の具体化を図るため、対処計画の作成、国民保護に関する研修会を実施した。令和2年1月29日、関係機関相互の連携を確認することを目的とし、国際的なスポーツイベントの開催期間中、海外からの観光客を含めた多くの来訪者が集まる中、区の大規模競技施設周辺において複数のテロ事案が発生するとの想定で訓練を実施したとの報告があった。当初、国や都も訓練参加を予定していたが新型コロナウイルス対策のため参加が取りやめとなり、大田区会場のみでの実施となった。

本委員会では、海外の情勢も注視するとともに、区に対し、国や都と連携を図り、区民の安全・安心を守る取り組みを求めていく。

② 新型コロナウイルス感染症対策について

全世界で感染の拡大が深刻化している新型コロナウイルス感染症は、国内でも感染が拡大するなど、近年経験のない未曾有の状況が続いている。

国は、感染拡大防止に向け、令和2年4月7日に7都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、その後、対象を全国に広げ、さらには5月4日に期間の延長を決めた。

区では、国や都との情報連携とともに庁内情報の一元化、区民への正しい情報の発信、また、感染レベルがさらに上がった場合の対応をするための体制づくりとして、2月3日に区長を本部長とする大田区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置してからこれまで、区施設等の休止など感染拡大防止に向けた取り組みのほか、区民生活支援・区内経済対策・情報発信・体制強化に取り組んできた。

委員からは、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じる中、災害が発生した場合の避難所体制等、早急に検討し具体的な対策を示すことを求める意見のほか、区職員の勤務体制、区内経済や区民生活への支援など多岐にわたり様々な意見・要望が挙げられた。

新型コロナウイルスの感染拡大が予断を許さない状況の中、災害が発生するなどといった万が一の状況も想定し具体的な対策等、早急に検討し準備しておく必要がある。本委員会としては、引き続き国や都の動向を注視し、区民の安全・安心を守るための対策につい

て調査・研究を進め、状況に応じた迅速で的確な対応を区に求めていく。

(3) 地域防犯対策について

① 特殊詐欺等に対する防犯対策について

振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害が後を絶たず、令和元年における前年比は、都内全体では被害件数及び被害金額ともに減少した一方、本区では被害金額は2億3,436万円減少したものの、件数は154件から199件と45件の増加となった。

区では、高齢者をターゲットにした特殊詐欺や消費者被害が増加する中、被害ゼロを目指した大田区詐欺被害撲滅のつどいや地域安全大田区民のつどいにおいて啓発に努めたとの報告があった。

委員からは、自動通話録音機の普及について、現在、設置している家庭においては被害が出ていないことから取り組みの継続を求める意見が述べられた。

特殊詐欺等被害を未然に防止し、区民の財産を守るためにも、本委員会では、詐欺被害の防止策等の調査・研究を引き続き行うとともに、区に対し、地域防犯対策をさらに強化するよう求めていく。

② 区内の刑法犯認知件数について

区からは、令和元年の区内における刑法犯認知件数が前年比304件減と、区内の認知件数は確実に減少しているとの報告があった。しかし、区内認知件数の4割を占める「自転車盗」は、前年より73件減少しているものの23区内でワースト1位となっており、喫緊の課題として、刑法犯認知件数を減少させるため区内各所へのぼり旗を設置するほか区内の全駐輪場への看板設置を行っている。また、盗難された自転車のうち約6割は無施錠であることから、自転車利用者への意識改革を図るため施錠の義務化を区の条例で規定し令和2年1月1日から施行した。

委員からは、自転車盗は犯罪であるということを区が改めて発信し啓発に努めることを求める要望のほか、台風15号の際に小売店が盗難にあったことなど、防災・防犯の両面での取り組み強化を求める要望がなされた。

盗難被害等を防ぐためには、区民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要であり、本委員会では、予防策の効果的な広報・啓発方法について、引き続き調査・研究を行っていく。

(4) 行政視察について

本委員会では、令和元年10月17日から18日の2日間にわたり、兵庫県加古郡播磨町及び大阪府泉佐野市の視察を行った。

最初に訪れた播磨町では、「災害時要援護者（要配慮者）に対する支援体制」について視察を行った。避難行動要支援者名簿の精度について問題があることや、地域（自主防災組織等）が名簿の受け取りを拒否するなど名簿の取り扱いについて過剰な反応があることに加え、行政における防災部局と福祉部局間の連携や地域における関係者間の連携が乏しいなどの課題があり、平成30年度に兵庫県とともに防災と福祉の連携促進モデル事業に取り組んだとのことである。

モデル事業での具体的な取り組みとして、希望する自主防災組織への名簿情報の提供や、個別支援計画策定の申し出があった地区に出向き、当事者や支援者に説明を行うほか、各自主防災会（自治会）で、当事者と避難支援者のマッチングを行った。個別支援計画は当事者、避難支援者、行政で保管するものとした。またモデル事業では、福祉担当課と防災担当課、ケアマネジャー等と自主防災組織等が相互連携をするように改善し、福祉専門職と地域（自主防災組織・民生委員等）は自立支援協議会等を活用し関係強化を行ったとのことである。

今後は本事業の広報・啓発活動を積極的に行い、個別支援計画の必要性の認識や、要支援者をはじめ家族や地域、行政等が積極的に連携を図り事業の精度を上げていくことを目標としているとの説明がなされた。

令和元年は台風により本区においても甚大な被害が生じた。今回の視察で学んだことを活かし、災害時における要支援者の適切な支援の体制構築に反映していきたい。

次に訪れた泉佐野市では、平成30年9月に甚大な被害をもたらした「台風21号被害」について視察した。台風21号は泉佐野市内にある関空島で、最大瞬間風速58.1m、大阪では最高潮位が329cmと過去の最高潮位を超える値を記録した猛烈な台風であった。市内各所で電柱が折れ、最大値で3万軒を超える停電が発生し、関西電力の電話が繋がらなくなった影響で、市役所への問い合わせが殺到したとのことであった。市庁舎は翌朝7時まで停電したため、非常用電源のある会議室を災害対策本部として活用した。人的被害は軽傷者が18人で死者はなかったものの、猛烈な風による家屋等の被害は大きく、視察はこの台風から1年以上経過した時期に行ったが、未だにブルーシートでの応急対応のままの屋根が移動中の車窓からも数多く確認できる状況であった。災害援助の一つとして、ブルーシートの配布を行ったが、高齢者等は自分で張ることが困難であり、いかにフォローしていくかが検討課題である

とのことであった。大規模災害の発生時は、り災証明書の発行の迅速化が課題となるが、泉佐野市では、り災証明書の受付をふるさと納税のシステムを活用したことにより、迅速に発行事務を行うことができたとのことである。

本区では、令和元年台風19号による浸水被害が深刻化している地域がある。台風等災害への備えはさらなる対策の必要性が問われる課題であり、今回の視察先をはじめ他自治体の事例も参考にしながら、本区の施策への提案等ができるよう研究していく。

(5) 防災安全対策特別委員会の今後の展開

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、全世界をはじめとした国民生活に大きな影響を与えており、一刻も早い区民の安全・安心な生活を取り戻すための危機管理対策をはじめとした、区一丸となった様々な対応が求められている。

また、来年に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて訪日外国人をはじめとした多くの来訪者のさらなる増加が見込まれる。テロ災害など大規模な事故のほか、新型コロナウイルスをはじめとした高リスクの感染症や有毒物質の漏えいなどの健康危機をはじめとした様々な危機の未然防止と被害軽減の対策を強化し、緊急時には迅速・的確な危機対応が求められる。

一方、このような危機管理対策だけではなく、地域防犯対策についても地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐことで安全なまちづくりを推進していく必要がある。

そして、令和元年の台風19号では、本区も甚大な被害を受けた。数十年に一度といわれる大規模な風水害が毎年のように日本のどこかを襲う中、今年の高リスクの台風の時期までに具体的な対策が求められている。そのほか、東日本大震災や熊本地震、大阪北部地震等の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策が欠かせない。このような災害による被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層強化する必要がある。今後は、地域の担い手の高齢化や核家族化の進展による地域の連帯意識の希薄化などへの対策も視野に入れた地域防災対策の推進を図っていく必要もある。

区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層、多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会の中間報告とする。